

令和3年3月吉日

お客様各位

興栄信用組合
理事長 清水 一男

酒屋支店の店舗サテライト化(預金特化型店舗)のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、興栄信用組合「酒屋支店」は、令和3年4月1日(木)より、「大野支店」を母店としたサテライト店舗(預金に特化した店舗)として、営業させていただきますので、お知らせいたします。

なお、融資業務および渉外業務につきましては、「大野支店」にてお取扱いさせていただきますこととなります。何卒ご理解と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

変更のない「酒屋支店」でのお取扱業務	
1. 預金業務	・窓口での預金の入出金、定期預金の書替・解約、定期積金の解約は従来通り変更ございません。 ・お取引口座の支店名、店番、口座番号の変更はありません。現在お使いの通帳・証書・カード等は、そのままご利用いただけます。
2. 為替業務	・窓口、自動機(ATM)での振込み、送金受付等は従来通り変更ございません。
3. 各種サービス業務	・キャッシュカード、公共料金支払、各種自動振替サービス、給与・年金受取サービス等は、従来通り変更ございません。
4. ご利用中の融資・各種ローン	・変更手続きの必要はございません。

「大野支店(母店)」でのお取扱となる業務	
1. 融資業務(新たなご融資のお申込みに関する各種ご相談)	・事業者様向けのご融資および住宅ローン・各種ローンの新たなお申込みや融資に関する各種相談については、大野支店でのお取扱となります(窓口および渉外担当者等の訪問によります)。なお、個人向けローンの一部は酒屋支店の窓口でもお取扱は可能となります。
2. 渉外業務	・酒屋支店には渉外担当者を配置しないため、お客様宅へは大野支店の渉外担当者が訪問いたします。

※サテライト化について・・・サテライト店の渉外担当、融資担当を母店に集約し、サテライト店は預金中心のサービスに特化いたします。